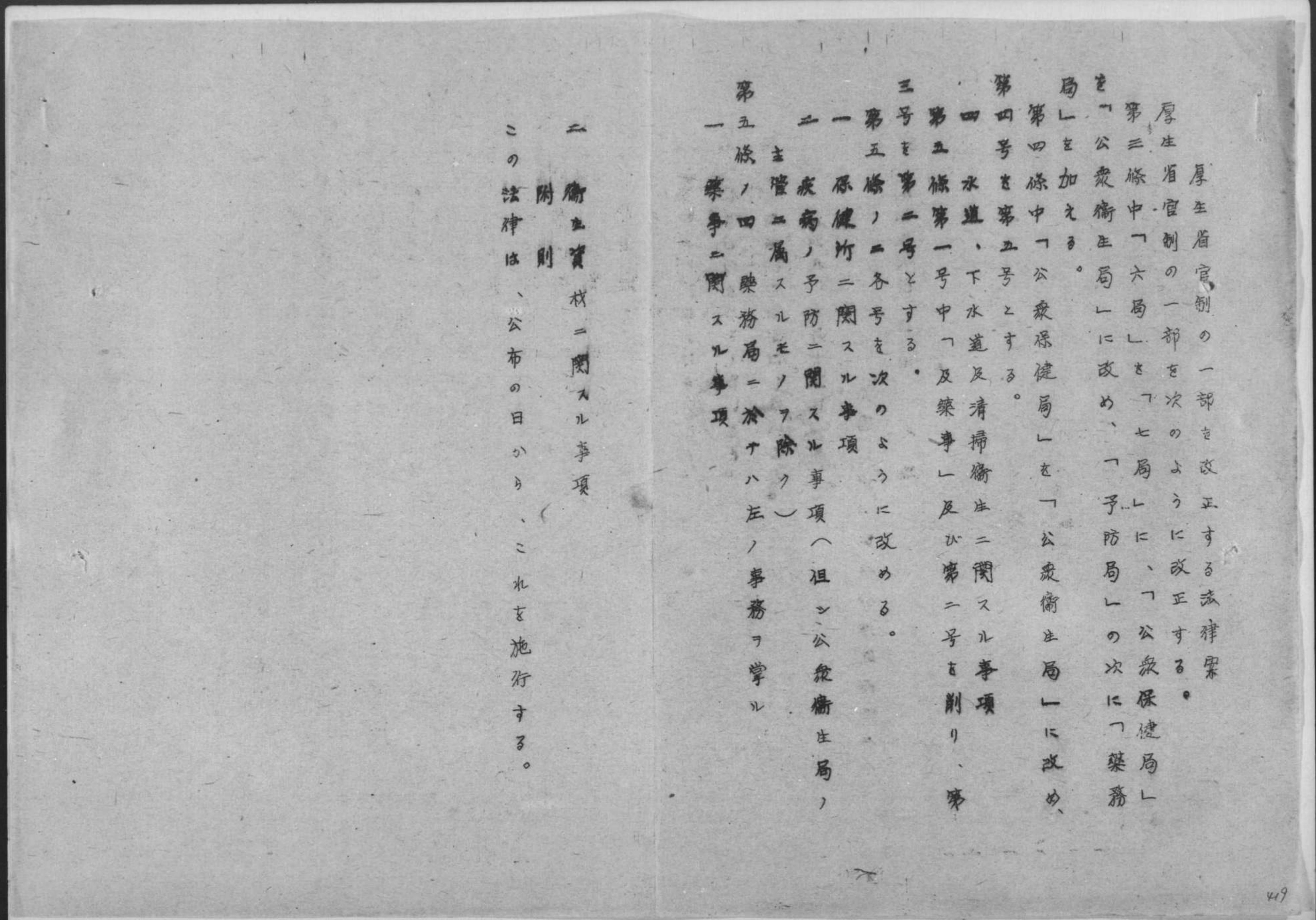


厚生省官制の一部を改正する法律案  
第三條中「六局」を「七局」に、「公衆保健局」  
を「公衆衛生局」に改め、「予防局」の次に「業務  
局」を加える。  
第四條中「公衆保健局」を「公衆衛生局」に改め、  
第五號を第五号とする。  
第六號を第六号とする。  
第七號を第七号とする。  
第八號を第八号とする。  
第九號を第九号とする。  
第十號を第十号とする。  
第十一號を第十一号とする。  
第十二號を第十二号とする。  
第十三號を第十三号とする。  
第十四號を第十四号とする。  
第十五號を第十五号とする。  
第一款ノ四 業務局ニ於ナハ左ノ事務ヲ掌ル  
主管ニ屬スルモノヲ除ク  
第一款ノ二 業務局ニ關スル事項  
第一款ノ一 業務局ニ關スル事項

二衛生資材ニ關スル事項  
二 関則  
この法律は、公布の日から、これを施行する。



厚生省の行政機構改革に関する件

昭和二十三年五月三十六日  
閣議決定

- 一 衛生行政機構を再編成すること  
医薬品等に関する行政の強化を図るため  
業務局へ假称しを新設すると共に検疫局  
を廃止すること
- 二 引揚援護廳を設置すること  
引揚援護院と復員局を合体して引揚援護  
廳を設置すること

厚生省現機構

×月日以後における厚生省機構

公衆保健局

医務局

予防局

本省社会局

児童局

保険局

復員局

援護局

疫局

以上九局

公衆衛生局

医務局

予防局

本省

児童局

保険局

復員局

援護局

疫局

以上九局

註、検疫局は廢止する

引揚援護院

検疫局

復員局

援護局

疫局

以上九局

# 厚生省官制

昭三、一、一勅令第七号  
改正 昭二、二、八三一法律第十九号又

昭二、二、九一政令第百七十三号又

昭二、二、一四政令第百八号又

第一條 厚生大臣ハ人口ノ涵養、國民ノ保健、社會事業其ノ他國民生活ノ保護及指導及社會保險（労働省ノ所管ニ屬スル事項ヲ除ク）ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲タルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

一所管行政、綜合調整ニ關スル事項

二 所管行政ニ關スル調査及審議立案一般ニ關スル事項

三 所管行政、考査一般ニ關スル事項

四 人口問題研究所ニ關スル事項

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

公衆保健局

予防局

社会局

児童局

保險局

第四條 公衆保健局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國民ノ健康増進ニ關スル事項

二 栄養ニ關スル事項

三 飲食物、衛生及環境衛生ニ關スル事項

四 其ノ他人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セサルモノ  
第四條ノニ 公衆保健局ニ國立公園部ヲ置ク

國立公園部ニ於テハ國立公園ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 医務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 医事及藥事ニ關スル事項

二 衛生資材ニ關スル事項

三 國ニ於テ医療ヲ爲スラ要スル患者、医療ニ關スル事項

第五條ノニ 予防局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 疾病ノ予防ニ關スル事項

二 水道、下水道及清掃衛生ニ関スル事項

第六條 社会局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及救療ニ関スル事項

二 戰時災害保護ニ関スル事項

三 社会福利施設ニ関スル事項

四 其ノ他社会事業其ノ他國民生活、保護指導ニ関スル事項

第六條ノニ 児童局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 児童、福祉ニ関スル事項

二 児童ノ保育教護其ノ他保護ニ関スル事項

三 児童及妊娠婦、保健衛生ニ関スル事項

四 其ノ他児童ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第七條 削除

第八條 保険局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保険、及國民健康保険ニ関スル事項

二 船員保険、厚生年金保険及ニ退職積立金又退職手當ニ関スル事項

三 其ノ他社会保険ニ関スル事項

第九條 省務ニ參與、シムル爲厚生省ニ參與ヲ置クコトヲ得

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳ノ一級官吏及学識経験アル者ノ中ヨリ

内閣ニ於テ之ヲ命ズ

学識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

參與ハ一級官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置ク

厚生事務官

専任 五人 一級

専任 三百十八人 二級

専任 二千四百八十八人 三級

二 水道、下水道及清掃衛生ニ関スル事項

第六條 社会局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及救療ニ関スル事項

二 戰時災害保護ニ関スル事項

三 社会福利施設ニ関スル事項

四 其ノ他社会事業其ノ他國民生活、保護指導ニ関スル事項

第六條ノニ 児童局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 児童、福祉ニ関スル事項

二 児童ノ保育教護其ノ他保護ニ関スル事項

三 児童及妊娠婦、保健衛生ニ関スル事項

四 其ノ他児童ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第七條 削除

第八條 保険局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保険、及國民健康保険ニ関スル事項

二 船員保険、厚生年金保険並ニ退職積立金又退職手當ニ関スル事項

三 其ノ他社会保險ニ関スル事項

第九條 省務ニ參與、シムル爲厚生省ニ參與ヲ置クコトヲ得

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ関係各廳ノ一級官吏及学識経験アル者ノ中ヨリ

内閣ニ於テ之ヲ命ベ

学識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

參與ハ一級官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置ク

厚生事務官

四人

三百十四人

二級

二十四百八十三人

三級

## 厚生技官

専任三人

一級

専任

二千六百九十二人

二級

内三千六人ヲ一級  
ト魯スコトヲ得

専任

千二百三十二人

三級

第十條ノニ 厚生大臣ハ前條職員、一部ヲ都道府縣ニ駐在セシムルコトヲ得  
 前項、職員ハ地方長官ノ指揮監督ヲ受ケ傳染病予防ニ從事スルモノトス  
 第十一條 第十條ノ職員、外厚生大臣ノ奏請ニ依リ関係各廳ノ一級又ハ二級ノ  
 官吏ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第十一條ノニ 厚生省ニ國立公園部長ハ一級ノ厚生事務官ヲ以テ之ニ充ツ  
 厚生省ニ病院調査官ヲ置キ二級ノ厚生技官ヲ以テ之ニ充ツ上官  
 之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ児童及妊娠婦・保護・保健其ノ他福祉ニ關スル事  
 也、指導監督ヲ掌ル

ノ命ヲ承ケ國民医療法施行今ニ規定スル實地修鍊ニ必要ナル施設、調査及指  
 定ニ關スル事務並ニ實地修鍊ノ指導監督ヲ掌ル

第十三條 削除

第十四條 削除

第十五條 削除

第十六條 削除

第十七條 削除

第十八條 削除

第十九條 削除

第二十條 削除

第二十一條 削除

第二十二條 厚生省ニ專門委員ヲ置キ專門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識経験ノアル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ

命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任

スルコトヲ妨げズ

第二十三條 削除

厚生技官

専任三人

一級

六百八十八人

二級

内三十六人ヲ一級ト得ト爲スコトヲ得

百二十八人

三級

第十條ニ 厚生大臣ハ前條職員、一部ヲ都道府縣ニ駐在セシムルコトヲ得  
前項、職員ハ地方長官ノ指揮監督ヲ受ケ傳染病予防ニ從事スルモノトス  
第十一條 第十條ノ職員、外厚生大臣ノ奏請ニ依リ関係各廳ノ一級又ハ二級  
官吏ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第十一條ノ二 國立公園部長ハ一級ノ厚生事務官ヲ以テ之ニ充ツ  
第十一條ノ三 厚生省ニ病院調査官ヲ置キ二級ノ厚生技官ヲ以テ之ニ充ツ上官  
ノ命ヲ承ケ國民医療法施行令ニ規定スル実地修鍊ニ必要ナル施設ノ調査又指  
定ニ關スル事務並ニ実地修鍊ノ指導監督ヲ掌ル

厚生省ニ教護官ヲ置キ二級ノ厚生事務官又ハ厚生技官ヲ以テ之ニ充

命ヲ承ケ少年教護ノ指導監督ヲ掌ル

第十三條 削除

第十四條 削除

第十五條 削除

第十六條 削除

第十七條 削除

第十八條 削除

第十九條 削除

第二十條 削除

第二十一條 削除

第二十二條 厚生省ニ專門委員ヲ置キ專門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ学識経験ノアル者、中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ  
命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任

スルユトヲ妨ゲズ

第二十三條 削除

裏面白紙

425

第二十四條 厚生大臣ハ國ニ於テ医療ヲ爲スヲ要ス。患者ノ医療ニ関スル事務ノ一部ヲ分掌セシムル爲病院又ハ療養所ヲ設クルコトヲ得其ノ名稱及位置ハ厚生大臣之ヲ定ム。病院又ハ療養所ノ長ハ一級又ハ二級ノ厚生技官ヲ以テ之ニ充ソ。

第二十五條 第五條ノ患者ノ範囲ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム。

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。